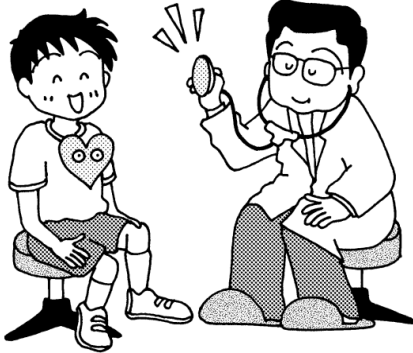


学校において予防すべき感染症

学校においては、学校保健安全法(平成21年4月1日施行)により「学校において予防すべき感染症」として下記のように分類され、学校における感染拡大防止のため「出席停止期間」が定められています。

分類	対 象 疾 病	出 席 停 止 期 間 の 基 準	
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群 (SARS)		
	鳥インフルエンザ		
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	ただし病状により 医師において感 染のおそれがな いと認められた ときは、この限り でない。 
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎		
	結核		
第3種	コレラ	病状により、医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	腸チフス		
	パラチフス		
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
	その他の感染症		
	伝染性紅斑、感染性胃腸炎、 溶連菌感染症など		

これらの感染症にかかった後、登校するときは、次の書類を医師に記入していただき、保健室へ提出してください。

第1種の感染症・・・「治癒証明書」 第2種、第3種の感染症・・・「登校許可書」

※「治癒証明書」「登校許可書」の用紙は保健室にあります。病院の書式でもかまいません。